

廃棄等費用積立制度について

1 外部積立て

再エネ特別措置法においては、固定買取制度（FIT）又はプレミアム付与制度（FIP）を適用される認定事業者（10kW以上すべて）について、設備の廃棄等費用の積立制度[交付期間終了前10年間]が適用されている（売電価格から所定の金額を源泉され、電力広域運営推進機関へ積立て。事業終了に伴う解体の際に払戻しがされる。）が適用される。事業終了後の設備の不法投棄を防ぐためのもの。廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出が取戻しの条件となる。

2 例外的な内部積立て

認定事業者が上場企業等であること、金融機関に廃棄費用等積立て用専用口座をもつこと、外部積立てにおける額以上の積立てがされること等の厳重な要件の下に、内部積立てが許され、この場合、外部積立ては不要。

3 再エネ法の認定事業者以外の者

廃棄費用等積立制度の適用がない。認定事業者以外の太陽光発電事業者にも廃棄費用等の積立てを義務付ける制度の導入がない限り、廃棄費用等を措置しないまま事業を継続し、事業終了後に放置するケースもあり得る。

4 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例

太陽光発電施設の設置について、許可制を導入。事業者Aが銀行に廃棄費用等相当金額¹の全額を一括で預金し、A・神戸市の間で市を質権者とする質権設定契約を締結し、銀行に質権契約をした旨を通知する（⇒当該預金は拘束。Aはその預金を勝手に解約できない）。この措置を講じないと、許可がされない。施設を撤去しない場合代執行をする費用の担保

¹ ①発電出力に発電出力1kW当たりの資本費（再エネ特措法の調達価格等算定委員会において示される調達価格の算定に用いたもの）[ざっくりいうと、パネル代、パワコン代、工事費用、接続費用等の合計 近時の資本費は、約25万円]の6%（事業区域に斜度30度以上の勾配を有する土地が含まれる場合は7%）に相当する額を乗じて得た額。

※ただし、2020年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合は、特定施設の発電出力に1kW当たり1万円を乗じて得た額